

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第19期第1四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	アクセルマーク株式会社
【英訳名】	AXEL MARK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 靖弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03 - 5324 - 2440
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 渡邊 祐也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03 - 5324 - 2440
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 渡邊 祐也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期 累計(会計)期間	第19期 第1四半期 累計(会計)期間	第18期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高	(千円) 395,083	311,380	1,342,117
経常利益又は経常損失()	(千円) 16,345	3,959	28,191
四半期純利益又は四半期(当期)純損失()	(千円) 15,772	7,130	56,986
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) -	-	-
資本金	(千円) 563,900	563,900	563,900
発行済株式総数	(株) 28,877	28,877	28,877
純資産額	(千円) 894,091	829,252	820,863
総資産額	(千円) 1,536,771	1,196,540	1,411,532
1株当たり純資産額	(円) 31,316.33	28,912.73	28,746.87
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失()	(円) 549.76	251.47	2,005.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円) -	-	-
1株当たり配当額	(円) -	-	-
自己資本比率	(%) 57.7	69.1	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円) 9,378	27,102	46,573
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円) 11,029	1,002	5,148
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円) 62,589	209,026	87,845
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円) 786,971	679,371	862,298
従業員数	(人) 47	39	41

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第19期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第18期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社は、ケータイというデバイスを通じ「ユーザー視点に立った」ネットサービスを提供することにより、コンテンツホルダーのビジネスを加速させることで、社会に貢献することを経営理念として、以下の事業を展開しております。
「コンテンツ事業」

当社又は他の事業者が企画・運営する携帯電話向けウェブ・サイト（以下、「モバイルサイト」と言います。）を通じて主に音楽・電子書籍・動画等のモバイルコンテンツを一般消費者（以下、「ユーザー」と言います。）向けに配信する「モバイルサイト向けコンテンツ配信」、iPhone等のスマートフォン、iPadに代表されるタブレット型端末向けにコンテンツを配信する「スマートフォン、タブレット型端末向けコンテンツ配信」を行っております。当事業において営まれている内容に、重要な変更はありません。

なお、当社の親会社は株式会社セブテーニ・ホールディングスであり、当社は同社グループのコンテンツ事業に属しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	39	(12)
---------	----	------

（注）1．従業員数は就業人員であります。派遣社員及び契約社員を含んでおりません。

2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員数であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、モバイルコンテンツの企画・制作・配信を主体とする会社であり、生産設備を保有しておりません。したがって、生産実績は記載しておりません。

また、当社は受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしておりません。

(2) 販売実績

当社はコンテンツ事業のみの単一セグメントであり、当第1四半期会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
コンテンツ事業(千円)	311,380	-
合計(千円)	311,380	-

(注)1. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	136,228	34.5	97,225	31.2
KDDI株式会社	91,592	23.2	76,169	24.5
ソフトバンクモバイル株式会社	102,585	26.0	71,349	22.9

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産の状況は、短期借入金の返済に伴う現金及び預金の減少182,926千円などにより前期末に比べ214,991千円減少し、総資産は1,196,540千円となりました。負債は、前期末に比べ223,380千円減少して367,288千円となりました。これは主に、短期借入金の返済により200,000千円、長期借入金の返済により24,900千円減少したためであります。純資産については、四半期純損失7,130千円を計上したものの、新株予約権の行使に伴う資本剰余金12,498千円の増加等により前期末に比べ8,388千円増加して829,252千円となりました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間における我が国経済は、企業収益の改善により景気の持ち直しが見られるものの、政府支援のエコカー補助金が終了するなど消費マインドの低下や厳しい雇用情勢を反映し、先行き不安な状況で個人消費が伸び悩む状態が続いております。

当社を取り巻く環境といたしましては、日本国内における携帯電話の契約者数が平成22年12月末現在で1億1,706万契約に達しており、そのうち第3世代携帯電話の契約者が占める割合は98.5%で、平成22年9月末の98.1%から引き続き拡大傾向にあります（出所：社団法人電気通信事業者協会）。端末販売についてはスマートフォンが中心になりつつあり、平成25年度にはスマートフォンの出荷台数が571万台になるとの予測がされております。

モバイルコンテンツ市場についても引き続き拡大しておりますが、既存の携帯電話向けコンテンツの成長が鈍化する一方で、スマートフォン向けのアプリ配信が伸張する構図となっております。昨今、各通信事業者の販売戦略も、Android搭載のスマートフォンやタブレット型端末にシフトしていることにより、スマートフォン向けアプリの市場は今後更に拡大することが期待されます。

このような環境の下、当第1四半期会計期間においては、スマートフォン向けアプリとSNSへのコンテンツ投入に注力いたしました。スマートフォン向けアプリでは、iPhone並びにAndroid搭載スマートフォン、iPadなどのタブレット型端末向けに、電子書籍や学習系・知育系アプリの提供を積極的に行ってまいりました。提供しているアプリ数は、平成22年12月末時点で49アプリとなり、平成22年9月末時点の4アプリから大幅に増加しております。ダウンロード数については、電子書籍化支援サービス「AXEL BOOK」の提供を開始した平成22年7月から12月の間に累計8万ダウンロードを突破し、「相手を思うままに動かせる！最強の交渉術」、「260の金言～読むだけで元気が出る！～」などの6タイトルがApp Storeブックランキングでセールス1位を獲得するなど、販売は好調に推移しております。さらに、電子書籍事業で出版社2社と業務提携を行うなど、作品ラインナップの充実に努めてまいりました。

SNSへのコンテンツ投入では、既存の携帯サイトにおける売上が減少している中、「GREE Platform」向けにコンテンツを提供し、既に当社で配信しているコンテンツの横展開による販路拡大を図ることで、売上増加に繋がりました。平成22年12月末時点で、「GREE Platform」向けに占い、アニメなど29アプリを提供しております。

これらにより当第1四半期会計期間の課金数は、876千件（前四半期比56千件増）となりました。なお当事業年度は年間360万課金を目指しており、目標の進捗を把握しやすくするため四半期累計の課金数を記載しております。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は311,380千円（前年同期比21.2%減）、営業損失は2,667千円（前年同期は営業利益18,416千円）、経常損失は3,959千円（前年同期は経常利益16,345千円）、四半期純損失は7,130千円（前年同期は四半期純利益15,772千円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます）は、前事業年度末に比べ182,926千円減少し679,371千円となりました。当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は27,102千円（前年同四半期は9,378千円の使用）となりました。主な収入要因は、前払費用の減少12,558千円、仕入債務の増加11,039千円、減価償却費及びのれん償却を合わせた11,620千円であり、主な支出要因は、事業損失引当金の取り崩しによる減少8,262千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,002千円（前年同四半期は11,029千円の獲得）となりました。主な支出要因は、固定資産の取得による支出778千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は209,026千円（前年同四半期は62,589千円の獲得）となりました。主な収入要因は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による収入15,874千円であり、主な支出要因は、短期借入金の返済による支出200,000千円及び長期借入金の返済による支出24,900千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画されていた重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,877	28,877	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株 制度は採用し ておりません。
計	28,877	28,877	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年9月20日発行の第1回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	83(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成17年9月20日発行の第2回新株予約権（平成17年7月5日臨時株主総会決議）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	- (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	- (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第4回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	第1四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	15（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2．新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の相続は認めない。
 - (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第6回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年1月16日発行の第7回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記（1）及び（2）のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記6. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
- (9) 新株予約権の取得条項
 上記7. に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年1月19日発行の第10回新株予約権（平成20年12月17日定時株主総会決議）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	138(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	138(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,500(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,500 資本組入額 27,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。））、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記（1）及び（2）のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 権利行使をすることができる期間の開始日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（但し、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、行使価額に80%を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を下回った場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
9. 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	28,877	-	563,900	-	148,821

(6) 【大株主の状況】
 大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 560	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,317	28,317	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	28,877	-	-
総株主の議決権	-	28,317	-

(注) 当第1四半期会計期間に、新株予約権の権利行使者に対し当社保有の自己株式を交付したことに伴い、平成22年12月31日現在の自己株式数は、272株となっております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) アクセルマーク株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号	560	-	560	1.93
計	-	560	-	560	1.93

(注) 当第1四半期会計期間に、新株予約権の権利行使者に対し当社保有の自己株式を交付したことに伴い、平成22年12月31日現在の自己株式数は、272株となっております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月
最高(円)	65,000	71,900	94,200
最低(円)	42,600	45,600	63,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	679,371	862,298
売掛金	249,184	246,745
その他	35,658	43,655
貸倒引当金	1,046	1,136
流動資産合計	963,167	1,151,563
固定資産		
有形固定資産	32,593	34,718
無形固定資産		
のれん	81,000	88,250
その他	10,006	11,813
無形固定資産合計	91,006	100,063
投資その他の資産		
敷金及び保証金	223,353	236,491
その他	47,170	49,447
貸倒引当金	160,750	160,750
投資その他の資産合計	109,772	125,187
固定資産合計	233,373	259,969
資産合計	1,196,540	1,411,532
負債の部		
流動負債		
買掛金	121,806	120,032
短期借入金	105,000	305,000
1年内返済予定の長期借入金	100,800	99,600
未払法人税等	1,231	3,600
事業損失引当金	-	8,262
その他	38,449	28,074
流動負債合計	367,288	564,569
固定負債		
長期借入金	-	26,100
固定負債合計	-	26,100
負債合計	367,288	590,669
純資産の部		
株主資本		
資本金	563,900	563,900
資本剰余金	621,319	608,821
利益剰余金	350,941	343,810
自己株式	7,230	14,885
株主資本合計	827,048	814,025
新株予約権	2,203	6,838
純資産合計	829,252	820,863
負債純資産合計	1,196,540	1,411,532

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	395,083	311,380
売上原価	227,860	196,019
売上総利益	167,223	115,360
販売費及び一般管理費	148,807	118,028
営業利益又は営業損失()	18,416	2,667
営業外収益		
受取配当金	152	213
助成金収入	-	400
その他	100	-
営業外収益合計	252	613
営業外費用		
支払利息	1,216	717
株式上場関連費用	1,034	1,187
その他	72	0
営業外費用合計	2,323	1,905
経常利益又は経常損失()	16,345	3,959
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,006
貸倒引当金戻入額	-	90
特別利益合計	-	1,096
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,694
特別損失合計	-	3,694
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	16,345	6,557
法人税、住民税及び事業税	572	572
法人税等合計	572	572
四半期純利益又は四半期純損失()	15,772	7,130

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	16,345	6,557
減価償却費	6,947	4,370
のれん償却額	7,250	7,250
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	90
事業損失引当金の増減額(は減少)	75,876	8,262
受取利息及び受取配当金	152	213
支払利息	1,216	717
株式報酬費用	1,826	651
新株予約権戻入益	-	1,006
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,694
売上債権の増減額(は増加)	18,239	2,438
仕入債務の増減額(は減少)	249	11,039
前払費用の増減額(は増加)	10,736	12,558
その他	6,671	8,347
小計	7,044	30,059
利息の支払額	1,189	667
法人税等の支払額	1,145	2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,378	27,102
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	626	439
無形固定資産の取得による支出	3,810	339
子会社株式の売却による収入	15,459	-
その他	6	223
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,029	1,002
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	200,000
長期借入金の返済による支出	24,900	24,900
自己株式の取得による支出	12,489	-
ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による収入	-	15,874
配当金の支払額	20	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	62,589	209,026
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	64,240	182,926
現金及び現金同等物の期首残高	722,730	862,298
現金及び現金同等物の四半期末残高	786,971	679,371

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ178千円、税引前四半期純損失は3,873千円増加しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(1) 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前事業年度末以降に経営環境等、また、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められる場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年9月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 84,045千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 81,481千円
2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入未実行の残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 500,000千円 借入実行残高 105,000千円 差引額 395,000千円	2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行の残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 500,000千円 借入実行残高 305,000千円 差引額 195,000千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 46,461千円 広告宣伝費 31,592 減価償却費 3,372 のれん償却額 7,250	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 35,488千円 広告宣伝費 11,109 減価償却費 2,559 のれん償却額 7,250

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 786,971千円	現金及び預金 679,371千円
現金及び現金同等物 786,971千円	現金及び現金同等物 679,371千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 28,877株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 272株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期会計期間末残高 2,203千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 651千円
2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第1四半期会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入益 1,006千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社は、モバイルサイト向け及びスマートフォン、タブレット型端末向けコンテンツ配信を行うコンテンツ事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 28,912.73円	1株当たり純資産額 28,746.87円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 549.76円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、希薄化効果を有しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 251.47円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	15,772	7,130
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	15,772	7,130
期中平均株式数(株)	28,690	28,355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日がリース取引に関する会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第19期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。